

## 「秋田の応援団」運用管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県の活性化に資する経験、知識、技術、人脈等を持つ秋田県出身者や秋田県にゆかりのある者を「秋田の応援団」に登録し、活用するため、必要な事項を定めるものである。

### (登録等)

第2条 秋田県（行政機関である秋田県をいい、以下「県」という。）は、「秋田の応援団」として活動することを希望する者から「秋田の応援団」登録申出書（様式1）の提出を受け、その内容が適当であると認めるときは、当該希望する者を「秋田の応援団」に登録し、当該申出書に記載された情報を「秋田の応援団」人材データ（以下「人材データ」という。）として管理するものとする。

2 県は、前項の人材データのうち、次の情報について、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で公開するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 出身市町村等
- (3) 専門（得意）分野
- (4) プロフィール
- (5) 生年
- (6) 秋田の活性化に役立たい分野、秋田へのメッセージ等

### (人材データの修正)

第3条 県は、登録者（前条第1項の規定による登録者をいう。以下同じ。）から「秋田の応援団」人材データ修正依頼書（様式2）の提出を受け、その内容が適当であると認めるときは、当該登録者の人材データを修正するものとする。

2 前項によるもののほか、県は、人材データの内容が明らかに事実と異なっていることその他の事由により人材データを修正することが適当であると認めるときは、職権で、当該登録者の人材データを修正するものとする。

### (抹消)

第4条 県は、登録者から「秋田の応援団」登録抹消申出書（様式3）の提出を受け、その内容が適当であると認めるときは、当該登録を抹消するものとする。

2 前項によるもののほか、県は、登録者の死亡、行方不明その他の事由により登録を抹消することが適当であると認めるときは、職権で、当該登録を抹消するものとする。

(県民等による利用等)

第5条 人材データを利用できるのは、秋田県民、県、秋田県内の市町村その他の団体、秋田県内に事業所を有する法人等（以下「県民等」という。）とする。

2 県は、県民等から「秋田の応援団」連絡先等情報提供依頼書（様式4）の提出を受け、その内容が適当であると認めるときは、当該依頼をした者（以下「依頼者」という。）に、当該依頼の対象となる登録者（以下「対象登録者」という。）の連絡先その他の情報を提供するものとする。ただし、県は、依頼者に対象登録者の連絡先その他の情報を提供することについて、あらかじめ、対象登録者の同意を得なければならない。

3 人材データを利用して行う連絡、交渉その他の行為については、依頼者と対象登録者とが当事者間で行い、県は関与しないものとする。

(所管)

第6条 人材データの運用及び管理は、「美の国あきたネット」の保守に属するものを除き、県総務部広報広聴課が所管する。

(個人情報の取扱い)

第7条 県は、個人情報の収集、利用、管理については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）に基づき、取り扱わなければならない。

(補則)

第8条 県は、本要綱に定めるもののほか、「秋田の応援団」の活用、人材データの登録や利用等のため必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。